

リードワンの「入居者補償制度のご案内」

ご注意いただきたいこと・保険金額と保険料相当額



ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度は、不動産管理会社が保険契約者となって、Chubb損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- 本制度の対象となる賃貸住宅に入居のお客様は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- 入居者補償制度の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- 入居者補償制度は、対象となる賃貸住宅の入居期間中を補償します。対象となる賃貸住宅を退去された場合、またはご入居されている賃貸住宅が管理会社の変更などにより本制度の対象でなくなった場合は、補償が終了します。
※退去等によって補償が終了した場合、解約等の手続きは必要ありません。
- お客様が保有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 入居者補償制度で補償される損害が生じた場合は、下記の「事故のご連絡先」へご連絡ください。
- 入居者補償制度の詳しい補償内容は、Chubb損害保険株式会社のパンフレットによりご確認ください。
- 地震保険付帯有無および事故被害者弁護士費用補償特約付帯有無は、下記の通りです。

※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。

※損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額と保険料相当額

地震保険付帯：あり
事故被害者弁護士費用付帯：なし

料率区分 ※1	建物構造 ※2	保険金額・支払限度額				
		家財 破損・汚損等30万円限度 (免責1万円)	地震	個人賠償	借家人賠償	修理費用
J	イ	101.7万円	40.7万円	1億円	1,500万円	100万円
J	ロ	89.6万円	35.8万円	1億円	1,500万円	100万円

(※1) 地震の地域別料率

(適用料率：2019/1)

A：岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島

B：福島

C：北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良

D：宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄

E：愛媛

F：大阪

G：茨城

H：徳島、高知

I：埼玉

J：愛知、三重、和歌山

K：千葉、東京、神奈川、静岡

(※2) 建物の構造

イ構造：鉄筋コンクリート造・鉄骨不燃材造など / ロ構造：木造不燃材料造・木造(2×4工法を含む)など

保険料相当額 (月額)

400円

※保険料相当額はお客様のご負担となります。

(お問い合わせ・事故の連絡先) 株式会社 リードワン 〒460-0013 愛知県名古屋市中区上前津2-13-19 TEL 052-350-5655 FAX 052-365-5665	(取扱代理店) 株式会社 リードワン
	(引受保険会社) Chubb 損害保険株式会社 〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山